

「新型コロナ」患者を療養病床に入院させた場合は一般病棟入院基本料の特別入院基本料が算定可

「臨時的な取扱い（その33）」

1月13日付の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その33）」では、新型コロナウイルス感染症患者を、都道府県から受け入れ病床として割り当てられた療養病床に入院させた場合、一般病床とみなして、一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料を算定することとして差支えないとされました。この特別入院基本料は607点で療養病棟入院基本料よりも低い点数ですが、一般病棟入院基本料の中の1つですので、療養病棟入院基本料の場合は包括される検査等の費用が出来高で算定できることと合わせ、新型コロナウイルス感染症の患者さんの場合、以下のような加算が算定できるようになります。また都道府県から「新型コロナ」の患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、病床確保経費への補助として1床あたり1日1万6千円が支給されます。以上は全て「都道府県から受け入れ病床として割り当てられた療養病床」の場合であって、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ病床とするにあたって、事前に県との協議が必要です。

〈特例として算定できる加算〉

- ①二類感染症患者入院診療加算（1日250点）（根拠は「臨時的な取扱い（その9）」）

必要な感染予防策を講じた場合に算定。

- ②二類感染症患者療養環境特別加算（個室の場合1日300点、陰圧室の場合1日200点）（根拠は「臨時的な取扱い（その9）」）

個室又は陰圧室で管理を行った場合に算定。療養病棟の4人部屋等に1人のみ入院させた場合も「個室」として扱ってかまわない。

- ③救急医療管理加算1

軽症患者の場合は1日950点（根拠は「臨時的な取扱い（その9）」）

中等症Ⅰの場合は1日2,850点（根拠は「臨時的な取扱い（その19）」）

中等症Ⅱの場合は1日4,750点（根拠は「臨時的な取扱い（その27）」）

※中等症Ⅰは、酸素飽和度（SpO₂）が93%超96%未満で息切れ・肺炎の所見が見られる患者などを指すが、免疫抑制状態にある患者の酸素療法が終了した後の状態など、急変等のリスクに鑑み、宿泊療養、自宅療養の対象とすべきでない患者も含む。

※中等症Ⅱは、SpO₂が93%以下で呼吸不全が見られる患者を指す。

「新型コロナ」の検査の保険請求ができるのは「検査協力医療機関」だけです

新型コロナウイルス感染に係るPCR検査や抗原検査は、「検査協力医療機関」でなければ保険診療としてはできない扱いは、現在も変更にはなっていません。医師が「治療上必要と判断」する等保険診療の要件は満たしたとしても、検査をして保険請求をすることはできません。当然、公費の対象にもなりませんのでご注意ください。

患者への罰則や患者受入勧告に応じない病院名公表等の「感染症法」の改正について声明を出しました

今国会で審議されようとしている「感染症法」改正案は、「新型コロナ」感染者が入院を拒否した場合の罰則や、「新型コロナ」患者受入れ協力を病院に勧告し従わない病院名を公表する内容が含まれていません。こうした規定を設けないことを求める当協会会長声明を、政府や高知県選出国會議員に送りました。